

民事調停の魅力



弁護士 安保 嘉博

民事事件では訴訟にするか民事調停にするかは一部事件を除いて全くの自由ですが、弁護士にはその選択基準があります。それぞれのメリットデメリットがあるからです。調停にするか、いきなり訴訟にするかは、受任事件の特色に照らし、より高い水準で、より早くその事件を解決に導くにはどちらの手続が優れているかの観点から判断して決めます。ここでミスをすると想定外に解決まで時間がかかったり、

解決水準が低すぎたということになりかねないのです。紛争解決のプロである弁護士の経験知識が問われる場面といえます。

ところで民事調停には家事調停にはない魅力があります。それは、調停での解決に応じるか、これを拒否して裁判に持っていくかの完全な自由が保証されているということです。調停委員から示された案に同意できなければ拒否しても何の不利益もありません。あらためて裁判にすれば、そこでは別の裁判官が白紙で審理をしてくれます。これに対して家事調停は不成立になった場合には調停を主宰した同じ裁判官の審判に以降しますから、調停での諾否の自由が制限されていることは否めません。

子どもシェルター「はるの家」もうすぐ1周年！

弁護士 安保 千秋

2012年4月、皆様のご支援により、子どものシェルター「はるの家」を開設しました。全国で7番目、関西では初めての子どものシェルターです。私は、「はるの家」を開設している「NPO法人子どもセンターののさん」の理事長をしています。

子どものシェルターは、事実上または法律上、親権者の監護を受けることができず、行き場のない子どもについて、緊急に衣食住等の安全を確保し、社会的自立のため、関係機関と連携して、福祉的、法的支援を行います。子どもの緊急社会的養護の役割を果たします。

私は、子どもの権利擁護をライフワークとしておりますが、その中で、今晚、帰る所のない子ども達に出会ってきました。虐待等で家に居られず家を出たけれど、行き場がない子ども、施設での暮らしがうまく行かず、でも、一人での生活もできなくて行き場がない子ども、施設退園後、自立に失敗し暮らす場のなくなった子ども、非行を犯してしまい、家庭裁判所の審判を受けることになったけれど、審判後、受け入れてくれる所がない子ども、少年院から帰る家のない子ども等に出会う度に、子どものシェルターが欲しいと願ってきました。女の子のほうが



(シェルター室内)

緊急性が高い場合が多いので、まずは、女の子のためのシェルターを開設しました。

「はるの家」は、一軒家で、子どものシェルターのために無償で貸していただいています。場所は、子どもとスタッフの安全のために、京都市内にあること以外は、秘密にしています。シェルター長及び正職員2名、それとボランティアのスタッフの力によって、支えられています。「はるの家」は、子ども達に暖かい衣食住を提供します。これまでに10数名の子どもが「はるの家」に入所しました。子ども達は、様々な問題を抱えていますが、日常生活支援が、子ども達の回復や成長の力を引き出すことを実感しています。子ども達の出先の確保等、課題は山積ですが、皆様のご支援を頂きながら、子ども達の安全な居場所としての役割を果たせるよう、努力していきたいと思っています。

どうぞ、ご支援をお願いします。

弁護士法人 都大路法律事務所NEWS

●第42号● 2013. 2
京都市中京区夷川通両替町西入巴町81番地
TEL075-251-0707 (代) FAX075-251-0506
弁護士 安保 嘉博 弁護士 安保 千秋
弁護士 井土 正明 弁護士 長谷川博啓

MIYAKO OHJI Law Office News

余寒お見舞い
申し上げます。



瑠璃光寺五重塔(国宝) 山口市 室町中期 日本三名塔のひとつ
(2013年2月撮影)

ご挨拶

今年は例年以上に厳しい寒さが続きました。皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。私は先月58歳となりました。白髪は出ず、風邪もひかず、仕事に、下手なゴルフにと元気に活動しております。

近況ですが、昨年から民事調停協会のお世話をしております。調停には家事調停(家庭裁判所)と民事調停(地方、簡易裁判所)があり、家事調停は相続、離婚など家庭内の問題を扱うのに対し、民事調停はそれ以外の借地借家、交通事故、貸金、近隣紛争、建築、医療の損害賠償など幅広い事件を扱います。利用しやすかつ頼りになる制度として一層発展させていきたいと思っています。

1月1日から、家庭裁判所では、家事事件手続法が施行されました。家事事件については、64年ぶりの手続の大改正です。家族を巡る事件の複雑化・多様化に伴い、手続をより明確化して、当事者の納得が得られるよう当事者が主体的に手続に関わることが出来るようにしました。改正前は、調停の呼出状が送られてくるだけでしたが、改正により、調停申立書の写しも送られているようになり、調停に出席する前に、申立人の主張を知り準備をして出席できるようになりました。どのように家事事件手続法を生かしていくかは、これからに係っています。家庭裁判所がより利用しやすくなるように、実務で実践をしていきたいと思っています。

弁護士 安保 嘉博

弁護士 安保 千秋